

「保険金を使える」という住宅修理サービスのトラブルにご注意ください。



事例

業者が突然来訪して「近所で工事をしていたら、お宅の屋根瓦が落ちそうになっているのが見えました。無料で点検します。」と言われた。「このままにしておくと、雨漏りする危険性があり、大変な事になります。瓦のズレは、先日の台風で生じたものなので、損害保険を使えば少額の自己負担で修理できます。保険の申請も代行します。」と言われて契約した。だが、修理後に保険金の支払いの対象外とわかって全額自己負担となった。納得できない。

アドバイス

- 全国消費生活センターや国民生活センターには「火災保険や損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる。保険会社の申請は当社が代行する。」と言って業者から勧誘される住宅サービスに関する相談が多く寄せられています。
- 自己負担なく住宅の改修ができると勧誘されてもすぐに契約をしないようにしましょう。
- 業者の一方的な情報をうのみにしないようにしましょう。
- 勧誘を受けた時点では保険金が支払われるとは決まっていないので、契約する前に保険会社に保険金が支払われるかを相談しましょう。
- 自己負担がないことを強調して契約の内容や保険申請の代行手数料の説明が不十分な場合があります。事前に工事内容や費用についてしっかりと確認をしましょう。
- 訪問販売業者に住宅修理を勧誘されても慌ててその場で契約をせずに、複数の業者から見積りを取りましょう。



何か困ったことがあれば **播磨町消費生活センター**

(079-435-1999)までご相談ください。

